**○農林水産省告示第千五百四十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成十年三月二十三日農林水産省告示第四百四十七号、平成十年三月二十三日農林水産省告示第四百五十五号、平成十年三月二十三日農林水産省告示第四百五十九号、平成十年五月十九日農林水産省告示第七百七十九号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五百五十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和六十二年八月二十七日農林水産省告示第千二百十二号、昭和六十二年十二月十二日農林水産省告示第千五百四十九号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五百五十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、神流町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千五百五十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、神流町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡神流町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第八百三十七号**

モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）第十五条第一項ただし書及び同項第一号の規定に基づき、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める告示（平成二十三年国土交通省告示第七十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年八月十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

第一号表を次のように改める。

| 競走場名 | 年間開催日数 | 年間開催回数 |
|---|---|---|
| 桐生競走場 | 百八十五日 | 十二回 |
| 戸田競走場 | 百九十八日 | 二十四回 |
| 江戸川競走場 | 百九十一日 | 二十四回 |
| 平和島競走場 | 百九十日 | 十二回 |
| 多摩川競走場 | 百九十一日 | 二十四回 |
| 浜名湖競走場 | 二百九日 | 十二回 |
| 蒲郡競走場 | 二百四日 | 十二回 |
| 常滑競走場 | 百八十八日 | 二十四回 |
| 津競走場 | 百八十九日 | 十二回 |
| 三国競走場 | 百八十六日 | 二十四回 |
| 琵琶湖競走場 | 百六十六日 | 十二回 |
| 尼崎競走場 | 百九十七日 | 二十四回 |
| 鳴門競走場 | 百八十六日 | 二十四回 |
| 丸亀競走場 | 百九十九日 | 二十四回 |
| 児島競走場 | 百九十二日 | 二十四回 |
| 宮島競走場 | 百六十八日 | 十二回 |
| 徳山競走場 | 百七十六日 | 十二回 |
| 下関競走場 | 百九十日 | 二十四回 |
| 若松競走場 | 百九十六日 | 二十四回 |
| 芦屋競走場 | 百九十二日 | 十二回 |
| 福岡競走場 | 百九十七日 | 二十四回 |
| 唐津競走場 | 百八十四日 | 十二回 |
| 大村競走場 | 百九十五日 | 十二回 |

**○国土交通省告示第八百三十八号**

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の七において準用する第七条の九の規定により、同規則第十八条の五第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の七において準用する第七条の十八第二号の規定により、公示する。

平成二十三年八月十六日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録番号　1

二　登録経理試験実施機関の氏名又は名称　財団法人建設業振興基金

三　変更後の代表者の氏名　内田　俊一